

第6回長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会

日時：平成30年1月24日（水）午後3時から5時まで

場所：長野県庁8階教育委員会室

1 開会

事務局（宮本教育幹）：皆さんこんにちは。時間になりましたので始めさせていただきます。只今より第6回長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会を開催いたします。本日は概ね5時頃を終了の目途として進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日の協議の内容につきましては次第をご覧くださいと思います。

それでは次第に従いまして、教育委員会あいさつということで、開会にあたりまして菅沼教育次長からごあいさつを申し上げます。よろしく願いいたします。

2 教育委員会あいさつ

菅沼教育次長：皆様こんにちは。次長の菅沼でございます。会議の始まりにあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。先月12月から1か月ばかりというところで、またここにお集まりいただきましてありがとうございます。今、ちょうど高校ではセンター試験が終わりいよいよ大学試験は本番になりますし、中学では、今週私立の試験が始まって、いよいよ高校での入試も始まったという時期かと思えます。たまたま、暦どおりといいますか一番寒い寒波が来ておりまして、本当に足元が悪い中、お忙しい中、今日お集まりいただきましてありがとうございます。

この委員会も今日で第6回目ということで最終回でございます。最後のまとめということで今後の入学者選抜制度の方向性をまとめていただければありがたいなと思っています。前回のところで素案という形で報告書を示させていただきました。いろいろなご意見をいただき審議を進めていただきました。本日は前回の議論を受けて原案という形で報告書を出させていただきますので、再度ご検討いただければと思います。この検討委員会での議論を基に今後の望ましい入学者選抜制度の方向性を示す充実した報告書を作っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 資料確認

事務局（宮本教育幹）：続きまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料ですが、まず、本日の第6回目の検討委員会の次第が1枚ものがございます。それともう一つが冊子でございますが、第6回検討委員会の資料がございます。それともう一つは長野県公立高等学校入学者選抜に関する報告書原案が、委員の皆様のお手元にありますのでよろしく願いします。この部分について公開はしてございませんのでご承知いただければと思います。それと委員の皆様のお机の上には前回までの検討委員会のファイルがございますので、ご確認いただければと存じます。

それでは内容に入りますけれども、発言の際にはマイクを使用してお話しいただきますようによろしく願いいたします。それでは4番の協議事項に入りますので、藤森委員長様、よろしく願いいたします。

4 協議事項

藤森委員長：それでは皆さんよろしくお願ひします。雪が降りまして足元がおぼつかないところですけれども、議論は滑らないように頑張りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。滑ってしまいました。

(1) 第5回委員会のまとめ

藤森委員長：それではまず、協議事項(1)の第5回委員会のまとめでございますけれども、協議事項としても記載されていますが、前回の委員会のまとめでございますので、内容としては報告事項として扱わせてください。これにつきまして、教育委員会の事務局からご説明をよろしくお願ひします。

事務局(塩野課長)：お願ひいたします。前回報告書の素案をお示しいたしました。その各項目について議論いただきまして、その時に出されたご意見をまとめてあるものであります。今回はそれを基に別冊にございます資料、報告書原案、この6ページから9ページにございます、3番と4番と番号を付けてありますけれども、今後の公立高等学校入学者選抜制度のあり方、それから新たな高等学校入学者選抜制度の導入時期、この内容を前回の議論に基づいて修正をしてあります。今回はこの内容をご確認いただき、ご審議いただければと思ひています。従いまして、1番の第5回委員会のまとめの個々の内容についてはこの後報告書の原案の内容を説明する際に少し細部にわたりまして触れながら説明をさせていただきたいと思ひますので、まとめとしての1番についてはここでは省略させていただきます。

藤森委員長：わかりました。このあと、今後のあり方について、どういうふうにかこれまでの議論が反映されたのかについて、折々触れさせていただきながら、ということでございますけれども、これにつきまして特に質問等ありましたら、ご発言をお願ひします。よろしいですか。

(2) 報告書案の検討と最終案の作成

藤森委員長：それでは、次に協議事項(2)の報告書案の検討と最終案の作成に移ります。本日の中心課題がこの報告書原案の3番、今後の公立高等学校入学者選抜制度のあり方、それから4番の新たな高等学校入学者選抜制度の導入時期、これにつきまして前回の意見を参考にしながら、審議していくことになろうかと存じます。

それではまず別冊の報告書原案の全体について、事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局(塩野課長)：お願ひいたします。前回は報告書の素案として出させていただいておりますけど、まずは構成についてご確認いただければと思ひます。本日お配りをしました報告書原案開いていただきますと目次がございます。そのあと、次のページから「はじめに」とありますが、ここは藤森委員長さんの言葉をお書きいただく、そんな場面というふうにご考えております。それから、大きく1・2とありますけれども、前回お示ししたものと変わりませんけれども、1番としてはこの報告書には現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制についてこれまで提出しました資料に基づいて報告書の資料として1番まとめたものでございます。それから3ページから同じく2番というふうにご作ってありますけれども、現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制の課題、これもこれまでの資料を報告書の中に盛り込む形で作ってあるものでございます。そこまではよろしいでしょうか。

藤森委員長：只今事務局から説明していただきました別冊の報告書原案の構成及び項目でございますけれども、3・4以外の箇所について、ご質問等ありましたらお願ひいたします。特に質

問等なければいよいよ審議に入りたいと思います。

事務局（塩野課長）：本日ご議論いただくのが報告書でみますと3番と4番にございます、報告書では6ページから8ページにございますけれども、公開用の資料に基づきまして本日配布しました第6回の資料、こちらにも同じものが載せてございますので、これから先は本日公開をしています資料、第6回の資料の15ページから18ページをご覧くださいまして、15から18の中の報告書に載せる部分を15から18に基づきまして話を進めたいと思います。

藤森委員長：それでは今回も、この資料15ページからあります（1）から（9）につきまして、個別に進めていく項目と一括して進めていく項目がありますので、適宜時間を区切って進めさせていただきたいと思います。まず、最初ですけれども、一番中心となる基本的な考え方、「理念」という言葉から変えていらっしゃるけれども、「入学者選抜制度の基本的な考え方」について、議論をしたいと思いますので、質疑をよろしくお願いします。

事務局（塩野課長）：委員長さん、よろしいでしょうか。前回のいろんなお話し合いが飛んでいるところもございますので、前回のそれぞれの発言に沿って、まずは1番から9番まで詳細に説明をして、それから1番に戻ってご議論いただくというような形をとっていただければと思うのですが。

藤森委員長：失礼いたしました。それを先にしていただかないと議論のしようがございませんので、よろしくお願いします。

吉田委員：説明いただく前に、実は両教組で県民新聞の報道に関わって申し入れをしておりますので、その回答を最初にお聞きしたいと思います。今日の審議にとっても大事なことだと思っております。お願いします。

内容を言います。12月20日に出了た県民新聞の中に合格発表は前期後期一斉に実施するという形になりそうという、この委員会では一切審議されていないことについて、書かれておりました。それについて両教組で12月20日に申し入れをしました。県民新聞で報じられていることがどこから出たのか、それから事実無根であるならば、この検討委員会の姿を歪めて報道していることになるので、是正を申し入れてほしいということをお願いしましたので、そのご回答をお願いします。

事務局（塩野課長）：ちょっと、趣旨がいま一つあれですけれども、県民新聞のほうに記事が書かれていたかと思えますけれども、どこからどういう形で書かれたかについては、こちらとしては把握をしていないところですが、県民新聞のほうで入学者選抜制度についていろいろ考える中で予想も含めてお書きになっている部分もあるのかなと思えますけれども、高校教育課として何か県民新聞のほうに申し入れをしてはございませんけれども。

吉田委員：でしたら、両教組で申し入れたことが全く理解されていないなと思うと非常に残念ですけれども。やはり、この委員会は責任を持って有識者懇談会、会議ということで方針を出すとしておりますので、ぜひ事実無根な報道をしないようにということで、20日に申し入れた内容をもう一度、ぜひ教育委員会としてきちんと受け取っていただきたいということです。それから、議論されていないことがそういうふう提案されるということはこの委員会の存在意義が疑われますので、必ずこの委員会できちんと論議をしてほしいですし、論議できないのであれば今回で終わりというのはやはりおかしいと思いますので、ぜひスケジュールを見直して、十分な検討時間を保証していただきたいとお願いいたします。

事務局（塩野課長）：1点だけよろしいですか。組合のほうからの申し入れに対しての県民新聞の

回答というのはどんな回答なのでしょう。

吉田委員：4点申し入れをしたので、読み上げますけれども、まず1点目は、県民新聞で報じられていることは県教委が情報を提供したものであるかどうかについて明らかにすること。2点目、検討委員会にはこれまでの検討委員会で論議したもののみを整理し、提案すること。3点目、これまで議論していないことを提案する場合はきちんと次の検討委員会で論議を終了するというスケジュールを見直して検討時間を保証すること。4点目は、県民新聞の報道が事実無根のことであるならば検討委員会の姿を歪めて報道しているということになるので、県教委として是正を申し入れること。これを12月20日、高教組・県教組、両教組で申し入れをしております。

事務局（塩野課長）：申し訳ないです。私ども文書は受け取ったんですけども、県民新聞のほうのご回答というのは何か、申し入れについてはあるのでしょうか。県民新聞に申し入れはしていないということでしょうか。

吉田委員：問い合わせはしましたけれども、情報ソースは申し上げられないということでした。

事務局（塩野課長）：記事について私どものほうで特にこれとってそれに反応をしているということとはございませんので、判断としては県民新聞でこれからのことについて記事を取り上げてお書きになっているというふうな理解をしておりますけれども。

吉田委員：一番問題だなと思うのは、合格発表が前期後期一斉に実施するという形になりそう、という文言。それからA校合格ならばA校に進むという確約の元、不合格ならB校に進学という形というような、ここでは一切話し合われていないことが、憶測あるいは事実無根なことが書かれているというのが、これが現場の先生方が読んだときに「こんなことになるのか」と。中学の先生方が大変な危機感を持って、こんな激変するのであれば困るということで今日も意見を伺ってきておりますので、もちろんこれから論議の中で発言させていただきますけれども、そういう重大な報道がされているというのを事務局側でつかんでいないということも問題だと思いますし、私たち委員会の責任が果たせないと思うんです。ですから、やはりこういう報道についてはきちんと事務局としても把握していただきたいですし、事実無根なことが報道されているということが、何か結論が先にあって、私たちの議論はないがしろにされているのではないかと、非常に問題があると思いますので、そこのところ全員で確認をしてそういうことがないようにということをお願いしたいと思います。

藤森委員長：デリケートな問題ですので、一応こういうご要望が今、吉田委員からあったということで、今後いろいろな報道関係でかなりこれは県民の皆さんも気になっている内容だと思いますので、このあたりの対応、事務局のほうでよろしく願いますということでもよろしいでしょうか。

事務局（塩野課長）：わかりました。

藤森委員長：吉田さん、それでよろしいですか。

吉田委員：はい。

藤森委員長：よろしく願います。それでは戻りまして、もう一度、先ほどは私の不手際ですみません。一括して事務局から今後の公立高等学校入学者選抜制度のあり方についてご説明をよろしく願います。

事務局（塩野課長）：お願いします。前回かなり深くご議論いただきまして、前々回のお話から素案を作ったわけですけれども、そこからいろんなご議論がありましたので、それに基づいて今回多くの方のご意見を反映するような形で原案を作成しましたので、まずは今日の資料の2ページからご覧いただければと思います。

2ページの（2）で、課題解決のための具体策の検討ということで、報告書素案には前回は「理念」というふうに書いてございましたけれども、いろんなご意見を入れる中で理念的な要素も含めて、「基本的な考え方」というタイトルとしてアからキまでを取り上げさせていただいた次第です。意見に沿ってみたいと思いますけれども、2ページの後半ですけれども、第5回の意見等のところで、藤森委員長のほうから「受検者にとって公平公正で」というような表現がございましたので、これは新たに（1）アに入っております。同じように清水委員からも「学びの改革の基本構想が前提である」という発言と「理念として新たな社会を創造する力という広いビジョンも」というようなご発言もありまして、学びの改革基本構想を受けた形での新たな社会を創造する力の育成につながるというような内容を（1）のアのほうに入れさせていただいております。その後も「理念ベースは広く」というようなお話もありました。

それから同じく2ページの、清水委員の中で「学力評価は子どもの持つごく一部分しか計れないという前提」とか、それからその後半に、やはり清水委員の言葉で「彼らが、子どもたちが、将来どういう力を持ってほしいかという期待は述べるべき」というようなご発言を受けまして、（1）のイで、中学校までに身に付けた学力を含めた多様な資質・能力というような表現にさせていただいたことと、それから「期待を述べる」ということ、あとからも出てきますけれども、オのところでも3つのポリシーについても基本的な考え方として入れさせていただきました。

それから、3ページにいきまして、木下委員と久世委員のお話のところでも出てきましたけれども、久世委員の「学力面だけでは発揮できない生徒の力を他の面で見極められるような多様な器を用意している」あるいは4行目に「積極的な意味での多様な選抜制度だ」という内容を（2）で、入学者選抜の種類、そしてその内容というところで反映をさせていただきました。

それから吉田委員のところから「入試は万能ではない」という表現、また後半で「多様なところばかりに目がいくと、一番大事な基礎的な力を測ることができなくなるのではないか」という部分を受けまして（6）になりますけれども、基本的な知識・技能を確認する問題からという形できちんと基本的なものを見られるようにということで、文章化させていただいております。そのあと小林委員、藤森委員長から、小林委員のほうでは「3つのポリシーについては子ども目線で意欲を喚起するものであるべき」あるいは「新しい世界に入っていこうという意欲を喚起できるような3つのポリシーを作ることはとても大切」というような言葉。また藤森委員長からもそのあとで「受検者がこの試験だったら自分の持てる力を、これからやろうとしている将来の発展の可能性を、正しく評価してくれるだろう、そういったものを理念に添えていくことが必要」というようなものもございまして、そうしたことを受けまして、（1）オとして3つのポリシー、また（1）オの後半ですが、受検者が進学先を選ぶ際に自分の学びを見つけられるような方針を作成するというような表現にさせていただいております。

それから今日の報告書の3ページですけれども、入学者選抜の種類というふうに前回はさせていただいた部分、ここについては定義も今後の内容も含めまして少し幅広に（2）にイからキの形で種類、内容に含めて書かせていただいております。今日の資料4ページをご覧ください。4ページの前回の素案からの変更の部分も含めてですけれども、前回の（3）「対象者」という表現がございましたけれども、（3）受検を受けるものについては（3）でいいますとア、イにあたる部分、それから（2）のウ、オにあたる部分に「対象者」について「対象者」という表現は使わずに組み込んでおります。それから内容的なものについては、

このあと説明をさせていただきますけれども、1つは(4)として「多様な能力を評価するための方策」と前回はありましたけれども、今回(4)を特色化選抜、仮称ですけれども、における「学校独自の特色ある検査」といった表現に変えて文章化してあります。

それから、前回の(5)でありますけれども、多様な能力の評価基準というような部分ですけれども、これは先ほどお話ししましたけれども(1)の基本的な考え方のほうに入れてございます。

それから前回の(6)の中には前期後期を一本化することが望ましいというような表現がありましたけれども、議論を経て改善をしてあります。これはこのあと説明をさせていただきます。それから受検機会の複数化についても文書のほうには別の形で表現をさせていただきます。

それでは前回の意見に沿ってお話しします。まず4ページの最終のところですが、吉田委員から「面接は万能ではないのですべての受検者に課すことは反対である」というようなこと、こちらについては(3)のイで表現をさせていただいてありますけれども、面接については、その実効性や業務量を鑑み適切な評価となるよう工夫が必要であるということで、全員の受検者に必ずしも課すものではないということで表現をさせていただいています。

それから本日の5ページですけれども、内堀委員から調査書の話がございました。「調査書等の様式や記載内容を変更して活用することも考えられる」この部分については同じく(3)のアに入れてございます。

それから、「学力の三要素を適切に評価する手段」であるとか、調査書のことについてのご発言はありましたが、(2)のオにも学力検査だけではない、学力検査以外の検査が必要という表現で組み込んでございます。

それから、内堀委員の発言の中で「3つの要素を何らかの形で評価していくことが大切」ということで、これは(2)(3)に形を変えて表現をさせていただきます。また、同じく内堀委員の中で「面接等について各学校に任せるべき」というような部分もございました。これについても(3)のウ、あるいは(4)のウにそれぞれ学校に任せるという部分も入れてございます。同じく内堀委員のスピーキングテストの問題について、こちらは「何らかの形で英語の4技能が高校とつながるよう制度設計を考えてほしい」という部分については(6)に新たなもののウのところ英語の4技能のうち話す力も評価できる制度とするという形で入れてございます。それから同じく内堀委員の前期選抜後期選抜一本化について、という部分については5ページの最終行あたりのところで「前期・後期を残しながら、かつ例えば後期の特色化も各学校で選択できる」といった制度設計」というお話の中で、まず一つは今回の(1)の基本的な考え方のカのところ、現行の前期選抜と後期選抜は一定の評価を得ていることを考慮してその課題を改善する制度と、そのような表現にまとめさせていただいております。本日の資料おめくりください。6ページです。同じく内堀委員の続きですが、2行目からの課題のところ「学力が伸びる中学校最後の時期」というような表現、それから例えばという表現で「前期選抜をちょっとあとにする」といった表現もございました。これは(5)のア、ウに表現をさせていただきますし、「マークシート」というようなお話もありました。これも(6)のイのところに入れてございます。それから藤森委員長のほうで「全員面接ではなく学校により方式を検討する由があるような案に」ということで文章化、(3)(4)でさせていただきます。

それから、中間から後半ですけれども、内堀委員の発言の中で「前期選抜・後期選抜とも高く評価されている」この表現は先ほどのとおり入れてございます。それからその後半も同じです。

それから土井委員から、「可能性の子どもたちの持てる力をとことん伸ばせるように」という中で、こちらは基本的な考え方で(1)にありますけれども、ア、イで表現をさせていただいております。それから土井委員のほうで、面接それからスピーキングについての話もございました。こちらも報告書原案のほうに入れてございます。

それから説明細かくて申し訳ないですけれども、7ページの中で赤羽委員のほうから英語

の4技能の中の一つは入っていてほしいという話の中で(6)に英語に関しては入れてございます。

それからそのあとの小林委員のお話は繰り返しになりますが、後半のところ「本校はこういう皆さんを待っています。僕はそれについてこういうふうにして入りたいんです」というような表現が反映できるように(1)の3つのポリシーに表現をさせていただいております。

それから木下委員のほうから、「面接については絶対に必要とはいえない」ということ、これは先ほど申し上げましたけれども(3)のほうに反映してございます。それから「一本化して失われるものは大きい」ということも中で表現をさせていただいております。

それから今日の資料をめぐっていただきまして8ページですけれども、重なりがこれから出てきますけれども、芳原委員のほうから「前期・後期の合格者、あるいはこれから受ける子たちの混在について」のお話がありました。こういったことも(5)に反映をさせていただきました。芳原委員からスピーキングについてのお話もございました。

それから黒岩委員のほうから「面接については選択して行ってもよい」というようなお話もありまして、これも(3)のイに反映をさせていただきました。それから黒岩委員のほうから「前期と後期を狭める」というようなお話。それから清水委員のほうからは「多様な資質・能力」という表現、こういった表現も使わせていただいております。清水委員のほうから「学びの改革に基づいたスタンス、またその試験というのは複雑で奥深いものである」というようなこと、この辺は(1)全般に反映をさせていただきました。

清水委員の言葉9ページになりますけれども「DP・CP・APについて生徒目線で見るときに」という表現、先ほども説明をしましたが(1)のオに入れさせていただいております。それから9ページの藤森委員長のところ、重なりも出てきますけれども「前期・後期一本化のこと、この時期」この辺は先ほど申し上げたとおり、表現として反映をさせていただきます。それから藤森委員の「面接について」のこと、これについても表現をさせていただきます。それから9ページの後半、最後になりますけれども、学力検査の問題、内容についてということですが、今回学力検査の内容というふうにとりまとめさせていただいて、前回の議論を踏まえて10ページになりますけれども、まず内堀委員から「2種類の問題にする必要はあまり感じない」というような表現で、今回はこの表現は削除してございます。また清水委員から大学の例も出されて、学びの基礎診断、あるいは大学入試、共通テストの新テストの話もございました。こういった中でスピーキングテストについては記述をしてございます。赤羽委員からのお話も同じであります。それから内容のところについては赤羽委員からも出ていますし、様々な方から内容については出ておりますので、今回(6)としてまとめさせていただいております。そして、10ページの後半になりますけれども「授業改善のメッセージになるような問題とか、あるいはメッセージ性のある問題について」という表現もありました。そのとおりは出ていませんけれども(6)の中に反映をさせていただいております。

それから11ページになります。選抜業務につきましては「合理化できる場所は」というご発言ありましたので、マークシートの導入も含めた表現も入れてございます。それから木下委員から「子どもにとってどういう制度がいいのか」という点が一番大切にしなければいけない」ほか藤森委員長からも「受検者にとって望ましいもの」ということがありますので(1)の基本的な考え方のほうに反映させていただいた次第です。

それから、最後までいきますけれども、通学区制につきましては表現として、12ページで藤森委員長から「今までと隣接通学区と準ずる形で第一通学区・第三通学区が受検を認めていくというだけの話ではないか」というお話もございまして、同じ扱いとすることが望ましいというようなまとめ方、通学区制そのものを変更するのではなくて、そんな表現に変えさせていただきます。それから12ページの最後、後半ですけれどもインフルエンザの扱いについては様々なご意見ございましたので慎重に対応する必要があるという形で今回の報告書にはまとめさせていただいております。

最後までいってしまってもよろしいでしょうか。時間使って申し訳ないですけれども、今回の報告書の4番にあたります、入学者選抜制度の導入時期につきましては、今後の事務局での検討、また周知そのものを含めて相応の期間が必要であるので、そのことを踏まえた導入時期を決定することが望ましいというような形でまとめさせていただきました。ちょっと時間取りましたけれども、意見に触れさせていただいて説明をしました。以上です。

藤森委員長：資料についてのご説明ありがとうございました。

それではいくつか区切りながらこれから議論を進めていきたいと思っておりますけれども、最初ですけれども、お手元の資料のほうで進めていきますが、15ページご覧ください。(1)入学者選抜制度の基本的な考え方について、これについての話し合いから進めていきたいと思っております。これにつきまして、質疑等ありましたらご発言をお願いします。

木下委員：お願いします。先ほど事務局の説明で、受検者にとって望ましいものであることが大前提という考え方を(1)の中に盛り込んだというふうに言っていただきましたが、私はそういうふうには感じられません。そもそもこの検討委員会での議論が本当に様々な立場・状況にある子どもたちに寄り添うような検討がなされてきたのかということ、大変疑問に思っております。最近ある青年教師から、中学3年生を担当しているんですけども、こんな話を聞きました。一人の子が前期の選抜を受検するというので、面接の練習をしようということで、「あなたはなぜこの学校を志望したんですか」ということを聞いたそうです。その質問にその子は答えることができなくて、涙を流したそうです。当然、その質問がどの学校でも基本的に真っ先に受ける質問であることはもちろんですけれども、にもかかわらずそういう子がいたということですね。その子にとってその高校を選択したということが、本当は自分の本心で言えば違う学校を選択したいけれどもその選択しかできない、家庭の様々な事情や、経済状況等によってその選択しかできないという、そういう選択を迫られている中学3年生もいる、そういうことを考えたときに、ここに示された3つの方針をすべての学校に示すような、こういう改革が本当にそうした子どもたちまで含めた考え方になっているのかということ、大変疑問に思っています。様々な家庭状況の子どもがいますのでそうした子どもたちの思いに寄り添ってほしいと思ったり、保護者もまた限られた選択しかできない場合もあるわけですから、そういった中で、また後ほど述べたいと思っておりますけれども、塾が頼りというようなことにならないように、学校教育に対する信頼の得られるような制度にしてほしいと思っております。ぜひそういった文言も含めてほしいと思っております。

それからお聞きしたいことですが、力の「現行の前期・後期が一定の評価を得ている」の部分について、これは前期について一定の評価があるから、一本化してなくしてしまうのではなくてという意味だと思っておりますけど、ここで言っている「一定の評価」の具体的な中身はどういうものをお考えなのか、事務局にお聞きしたいと思います。それから、キの「運用面にも配慮し」とあるんですけども、ここも具体的にどういったことを想定しているのか2、3お聞かせいただければと思います。お願いします。

藤森委員長：1点のご意見と、それから2点の用語についての質問でした。事務局よろしいでしょうか。お願いします。

事務局（塩野課長）：前期選抜・後期選抜、この制度が始まってから、もうだいぶ経つわけですが、定着をしている、アンケート等においても目的意識を持った子どもたちが入ってきているというか、この中でも最初のほうでご議論をさせていただいた部分だと思うんですけども、そういった中でこの前期・後期という、前期だけということではなくて、こういった制度のあり方も含めて一定の評価を得ていることは理解しつつも課題があるということで今回始まっていますので、その課題を改善する制度を考えていく必要があるということ。それから、キの「運用面にも配慮し合理性のある」というのは今までの議論の中で、あれも

これもすべてを評価できればいいけれども、時間的な制約があったり、あるいは時期的なものがあったりするので、それから業務の改善とか、そういった観点からも出ていましたので合理性がある、また運用面で一つはマークシートも考えられるというような書き方も今回してありますけれども、運用も配慮した、やりやすいという言い方はちょっとあれですけども、そういった制度にしていく必要がある、そういう意味でこれまでの議論を踏まえて入れてあるものであります。

藤森委員長：よろしいですか。ありがとうございます。続いてご発言ありましたら、お願いいたします。

木下委員：オの3つの方針についてです。大学が策定している3つの方針を高校に延用するという表現になっていますけれども、このことには大きな疑問があります。高校には学習指導要領があります。とりわけ普通高校に、独自性を求める必要を感じません。3つの方針を各学校に求めることで、高校を競い合わせようとするようなことには大変問題があるというふうに思います。また、生徒にとっても、自分の学びを見つけられるような方針という表現になっていますけれども、それはとても都合のいい表現で、実際の中学3年生の実態には合っていないというふうに感じます。中学生はそうしたものは求めていませんし、そういうものを示されることで、かえって自分がそれに達していないのではないかと自信をなくしたり、不安を感じたりする、そういう要素になってしまうのではないかと思います。ですので、この3つの方針には大きな疑問を持っています。

それから、カの先ほどのところですけれども、一定の評価を得ているところではあるけれども課題もあるというところの課題についてです。先ほどの説明の中にもありましたように、前期合格者と後期の受検者が混在していることによる指導の難しさということが言われましたけれども、確かに十分指導上配慮しなければならぬ、心を砕いていかなければならぬという状況はあるんですが、そのことによって、生徒に不利益が生じているといたしますか、生徒に混乱が生じているというようなデータであるとか客観的な根拠というのがあるんでしょうか。前期が導入されて、もう10年以上経ちますので、中学校現場では本当にこのことに心を砕いて教育実践を行ってきました。中学3年生の初期の段階から、皆で頑張っていこうと、道は様々だけれども、皆が笑顔で卒業できるように皆で支えあって協力し合っていこうという指導をしてきています。そしてその思いを生徒も感じ取って、前期で合格した生徒もこれから受験に向かう生徒を支えながら最後の1か月を過ごしているというふうに思っています。ですので、この課題があるというところについて、本当にそうなんだろうか、学校現場はもっと頑張っているんじゃないか、ということを感じております。以上です。

藤森委員長：ご意見という形で今のはよろしいですか。はい、お願いします。

小林委員：今の(1)のオに関してですが、私はこの3つの方針というのを大切にしていってほしいなと思っています。ただし、今のお話にあった先ほどの具体的な例に出てきた「あなたはどのようにしてこの学校を志望したのか」というときに答えられないというお子さんがいるということを前提にしながら、例えばこの文言の中に今は出てきませんが、明確な評価基準としての3つの方針というようなことがあったと思うんですが、私は前にも申し上げたように、自分がこの学校に入って、ここには自分の学びを見つけられるというんだけど、入るときは学びの目標といたらいいのかな、目標を自分でその言葉の中から見出し、それからこの学校でどんなことを自分に学習させてくれるんだろう、そして自分が3年間この学校を出たらどのように次の段階にいけるんだろうという、キャリア教育の連続の中にあるような、そういう子どもたちにとって大切な、この答えられなかったお子さんも、そんな細かいことではなくていいと思うんですけども、やはりこういう意欲のあるところに自分も行きたいんだ、自分もそこに入っていきたいなと思うような意欲を喚起できるような方針であれば、これは

私は大切にしていんじゃないかなと思いました。

藤森委員長：どうぞ。

吉田委員：小林先生のご意見ですけれども、細かいことじゃなくていい、そういう目標ですけれども、高校にはすでに目標もありまして、夏休みに説明会が多く学校の開かれるんですけれども、きちんと志望してくださる中学生の皆さんには懇切丁寧に説明会を開き説明していません。募集の観点も示しています。ですので、今まで高校が何もやっていなかったわけではありませぬので、これは従来どおりのことをやっていけば十分なわけです。今回反対しているのは、大学が独立行政法人として決めなければならない、それをなんで高校にそのまま他県ではほとんどやっていないのに、なぜ長野県だけ率先してやらなければいけないのかということの問題として取り上げているわけです。ですから、先ほど木下委員も言ったようにこれは必要がない、このような評価をいたずらに持ち込むことによって、本来公立高校というのは公教育の責任を持っていますから、県民全体に対して責任を持つて行くべきですから、すべての生徒さんの入りたいという思いは受け入れてあげたいですし、そういう教育条件を整備することにこそ心を配るべきではないかというふうに思っています。ですから、公立高校は普通高校は特に同質の学びを保証するべきであって、そのような多様化を競わせるような、そして地域の差も固定化させるようなそういうことは賛成できないということです。

実は1月21日に高校入試と学びということで、県民集会を開きました。その中でも出た意見では、県民が全く知らないところで、入試制度に関して激変するような議論が性急に進められているということに対して非常に反対意見が出ました。こんなに激変するならば、きちんと中学生、そして小学生にも説明をしなければならないのに、これがたった1回、あと1回しかない報告で決まっていいいのかと、ならば現状維持にするべきではないか、というような意見も出ました。それから中学の先生からは、中学時代、怠惰な、どちらかというところの気のない生徒だったんだけど、高校に入って育てていただいたと。もしこれがAPを出されていたらこの子はとても受けられなかっただろうと。多様な生徒がその場で成長できる、そういう場所が普通高校であるというようなご意見もありました。それから普通高校に入りたい生徒がほとんどで、中3の段階で進路とか夢が明確な生徒というのはほとんどいないんだと。決まっている生徒はすごくトップ層、それか本当に先ほど木下委員が言ったように、もう経済的にどうしても絶対無理だから就職しかない、それ以外選べない、もう諦めている、そういうタイプの生徒である。というような貴重な中学のご意見もありましたので、ここの基本的な考え方については、反対意見も含めてきちんと両論併記をしていただきたいということです。前回の委員会の一番最後の発言で、私が両論併記してくれということをお願いしました。委員長さんのほうでも確認がされたと思いますが、この記録にはその最後の藤森委員長さんの言葉が抜けていますので、それについてもぜひ追加を必ずしていただきまして、基本方針にも両論併記をしていただきますようお願いいたします。以上です。

藤森委員長：そのほかよろしいでしょうか。どうぞ

清水委員：DP・CP・APという言葉を使うかどうかは別にして、もともと私は第1回目のときに質問したんですけど、この募集の観点というものが、本当は非常に大事でそこが入学選抜の鍵になっていると思っていまして、ちょっとだけ個人的なことをお話ししますと、私は木曾西高校という、今なくなった高校の卒業ですけれども、当時は木曾山林高校と、看護科の木曾東高校と商業中心の曾南高校というのがあって、高校生に入るなりに、それぞれ同じ中学校から出た友達は皆それぞれの進路に応じて高校を選んでいて、そういうレベルのカタカナの言葉を使うかどうかというよりは、この学校はどういう学校で同じ公立学校であってもミッションがそれぞれあるはずで、校長先生や組織としての基本方針で教育が営まれているはずで、御嶽山や寝覚ノ床が近くにあるという教育の財産が近くにあったり、そういう特

色を出して教育の質を高めるという点の、そういうレベルのポリシーというか、そういうものを示すということは、小学校であっても、中学校であっても高校であっても大事じゃないかなと思ってまして、私たちの大学は今厳しい評価にさらされて、こういうAP・CPやっていますが、それぞれ初等、中等教育も学校ごとに目標を掲げて、特色を出して先生方が一丸となっている子どもたちを育てていくということが大事ではないかと思っておりますので、むしろ説明責任があるんじゃないかというぐらいに私は思っている部分もありますけれども。そういう観点から、この援用するという言葉がいいかどうかは別にしてもこういうポリシーにあたるようなものはきちっと出していくことが大事じゃないかなと思ったりもしています。

赤羽委員：今のご発言に関わってなんですけれども、先ほど吉田委員さんのほうで高校のほうで一生懸命やってくださっていると仰っていただきましたが、私も中学校として本当にそれは感謝しております。ここの文章そのもので新たなことというふうに私は捉えていなくて、現在も前期選抜の中で、今改めて資料もみているわけなんですけれども募集の観点ということで、各校でどのような生徒の入学を望むのかというのは従来も出していたいただいて、私はこの部分を非常に大事にしながら進路指導をしまっていました。高校さんとすると、こういうことができる生徒をうちの学校に来てほしいと仰っているんだよということで、生徒にも話をして指導してきております。ここで言っている言葉、カタカナ言葉になったりして、聞き慣れない言葉があれば何か新しいことのようにも思ってしまうんですが、私自身の受け止めとすると現在やっていることの内容、つまりどういう生徒に入学してほしいと望むのか、さらに説明会の中でしていただいているように、どのような教育をしていくのかですとか、どういう力を付けて卒業させていくのか、というようなこと、今やっていたということが、こういった形でここに表記されているというふうに受け止めております。私自身の受け止めはそういうことです。

藤森委員長：基本的な考え方ですので、これについて、これ一応最終回になりますから腹藏なく心の中にためないようにご意見あったらお願いします。いかがですか。

木下委員：繰り返しになりますけれども、募集の観点が示され、各学校は当然学校教育目標を持っているわけですので、現状で充分だということですよ。どうしてここに新たにこのように大上段に振りかざさなければいけないのかがわかりません。必要ないと考えます。

藤森委員長：大前提として、こういう方針が必要ないというのではなくて、カタカナ羅列のこういう表現というのがどうも気に入らないという意味でいいですか木下さん。

木下委員：生徒にとってこうしたものが示されることが、意欲を喚起することではなくて、逆に志願に自信をなくさせてしまうような、そうした悪影響を及ぼしかねないということを心配しています。

久世委員：私は今回の考え方については、前回の皆さんの意見を反映した形でバランスのとれた提言が載っているんじゃないかなと評価しています。今は生徒さんもこれから少なくなっていく中で、高校が逆に選ばれる側になってくるんじゃないかなと思っていて、どこに行こうかなとなったときに各学校の特色という部分が、今もおそらく積極的な形でやっつけらっしゃると思いますけれども、それを改めて、各学校が自覚を持った形でさらにそれに組み込んでもらうということの後押しする意味でのこの委員会での提言というふうにするればよろしいのではないかなと私自身は捉えております。

藤森委員長：あとよろしいですか。この部分についてはいろいろご意見がありますので、このあと

の(2)以降のところでも戻ってくるんじゃないかなと思いますけども、いわゆる偏差値で枠組みする形で学校が評価されて、どの高校にいったらこの人のランクはこうであるというような、言ってみれば悲しい輪切りの構造という形でこの選抜があってもらったら困る、これは皆さんご了解だと思えます。いろんな多様性がある中で、しかしこれについては長野県はどの学校においても保証していますよという、一つの信念というか、我々自身の責任感があって、誰がどこにどう移動しようとはそれは守り通すと。しかしその学校がそれぞれ持っているこれまでの持ち味や、子どもたちをこんなふう卒業させてやりたい、こんなカリキュラムでその子たちを育ててやりたい、そこでこの選抜についてはうちはこんなふうなところをみてあげたいんだというメッセージというような意味合いでいうと、皆さんがおっしゃること大して変わらないんじゃないかなという印象があるんですが。私個人的には国語の専門家として横文字は大嫌いなところが実はありまして、なんでディプロマポリシーなんて言い方するんだ、こんな卒業生をとか、すみません清水先生、思ったりするんで。ちょっとこれここで一旦保留にさせていただいて先に議論進めさせてもらっていいですね。

続いて2、3、4がかなり具体的な内容が盛り込まれています。報告になってきますので、一字一句やはり非常に大きな意味合いがありますので、(2)から(4)につきましても議論いただきたいと思えます。必要に応じて戻ることできるかと思えますので、よろしくお願ひします。それではご発言お願ひします。

吉田委員：3、4のウのあたり、先ほど塩野さんの説明の中で、面接についてはそれぞれの学校が独自に、すべてに課すものではないというような内容の発言をされたんですが、この文言をみるとそうは読み取れませんので、きちんとそのことを明らかにするような表現に変えていただきたいということです。それから一般選抜仮称と特色化選抜仮称という言葉がずっと使われていますけれども、ちょっとここが前期・後期の概念とどうリンクするのか、これだと読み込めなくて、当初の事務局側の案では一体化させて前期後期1回でやりたいという思いがよくわかったんですけども、前回内堀先生からも我々中高の現場からも、やっぱり前期は残してほしいという強い意見の中で前期は残していただけるようになったんだと思いたんですが、表現が変わってしまっているのは、つまり一般選抜というのは後期のことで、特色化選抜は前期のことという捉えでよろしいのか、ちょっとこれ前提になるので、まず教えてください。

藤森委員長：これ大前提になりますので、塩野課長よろしくお願ひします。

事務局(塩野課長)：お願ひします。現在の前期選抜、前期入試・後期という形をここで持ちますと、その表現が先行して前期ということだから最初にやって後期だからあとにやるというような、そうしただけのとらえになってしまいますので、時期も含めて、この一般選抜というのについては、書いてあるとおりですけども、基本的には後期選抜に準じた形での一般選抜という仮称ですけども、書いてありまして、ウのところその説明として学力検査(ペーパーテスト)とありますけども、これを全受検者に課し、そこに加えて、学力検査以外の検査を合わせてこれを一般選抜というような呼び方をさせていただいていると。という試験と、それから(2)で後半のほうに書いてあります、学校独自の特色ある検査と、それからこれまでの課題にあります学力検査というものを全受検者に課するという課題をクリアした中で、それを合わせた形での検査を特色化選抜というように呼んでいると。そういう説明でよろしいでしょうか。

藤森委員長：大丈夫ですか、吉田さん

吉田委員：ごめんなさい、よくわからない。でも、前回の議論では前期を残すという形なので、前期・後期という言い方で統一してもらいたいのんですが、そうじゃないと混乱してしまうと思

うんですがほかの委員の皆さんどうですか。皆さんは理解されて。

藤森委員長：これ私の独解で言っているいいですか。前期後期というとき期的に前期が先にあって後期があるという順ですけど、伺っていると、これまで現行の前期でやっているような学校の特色をどんと出してあなた方を募集しますよ、というのを時期的にいうと特色化という言い方で後ろのほうに持ってきて、はじめにとにかく一般選抜という形で全員に学力テストを課して、そこでプラスアルファ面接等のものを第一日程でやり、それから時期をおいて、現行の前期でやっているような特色ある選抜を学校のほうで設けて、それを希望する受検者はそちらのほうも受検してくるといふ。こんなイメージでよろしいでしょうか。

事務局（塩野課長）：一つの案としてはそういうことも考えられますし、今までの形で特色化のものを最初にやってから全員が学力検査に準じたものを受けるといふことも想定されますので、そういった意味も込めて時期のことが、前期・後期といってしまうと固定化された中での議論になってしまうので、一般選抜という表現と特色化選抜という表現に変えさせていただいているという。そんな理解をしていただければ。委員長の言うのも一つの案になってくるといふ思います。

藤森委員長：どういうタイミングかはともかくとして、一元化、一本化ではなくて二つのタイプのものをやってみようと、そういうことですね。

事務局（塩野課長）：今までの議論をまとめた中ではそういうことになります。

藤森委員長：よろしいでしょうか。続けてお願いします。

木下委員：先ほど、これまでの前期では意欲を持った生徒を取ることができることが良さだというお話があったと思うんですけども、恐らくそうした生徒さんは先に取ったうえで一般選抜だというふうに考えます。そうしますと、前期に特色化を行って、時期をずらしたとすれば、後期に一般選抜であろうというのが普通に考えた形だと思ひます。ただ、ここには学力検査を前期・後期どちらを受験する人も受けるといふふうになっていますよね。そうすると、やはり特色化を受けた受験生も、合格発表が学力検査を受けたあとの一般と同じ時期になるのかというのが考えられます。ですので、早めに受検してもその合否を知ることなく、一般選抜に向かわなければならぬのかということに対して大変大きな危惧を持っています。それには絶対に反対です。一つは生徒の立場からです。これまでの前期、その合否がわからない中で一般選抜の選択をしなさいといふのは、現場の教員の声を借りれば、ありえない、そんなことさせられるわけがありません。また指導する担任の側にとっても、これまで前期の合格者が明らかになった時点で後期の募集定員がはっきりするわけですから、それをみて十分な情報交換等も行いながら適切な進路指導をしてきたわけですから。進路保障という言葉も聞きました。「15の春を泣かせない」といふ言葉がありますけれども、少しでもリスクを少なくして最善の選択ができるような指導を学校はしたいと思ひているわけですから。それなのに、ここに書かれているような一般選抜も特色化選抜も同じ学力検査を受けるといふことになると、今話したような現場ではありえないといふ受け止めしかできないような制度になってしまうのではないかといふことを大変心配しています。それは絶対にやめていただきたいと思ひます。先ほどもありましたけれども、どんな子であっても高校で変わることができません。夢に挑戦できるかどうかはわかりませんが、高校で夢を見つけたり、育んでいったりすることはできるといふふうに思ひています。それなのに、とてもリスクの高い受験制度にしてしまうことは、この検討委員会としてするべきではないと思ひています。また、発達障害を持つお子さんについても、この検討委員会でも何度か話題に上ったと思ひますし、また次期教育振興計画でも言及されているところだと思ひますけれども、そうした生徒さん

のためにも、見極めの難しいような入試制度だと高校をあきらめるような要因となってしまいますので、そのためにも特色化も一般選抜も同じ学力検査を受けるということには反対です。そのような表現は避けていただきたいと思います。そして、特色化選抜を前期で行ったとして、学力は調査書で十分にみることができると考えます。調査書の評定値というのは、1回ではなくて複数回のテストや日頃の学習状況等から、かなり今説明責任を求められる世の中であり、相当厳密な検討をして出しているものですので、調査書で十分学力をみることはできると思うんです。全員に学力検査を課すという議論があった際に、同じものを同一日に受検させるという話ではなかったと思うんです。同じ、同一日の学力検査をどちらの選抜を選択した生徒にも受けさせるというところには大変大きな問題があると思っています。以上です。

藤森委員長：ちょっといいですか。今、木下委員のご発言、(5)とか(6)に関わりますよね。それで時間も押しているので、私先ほど(2)から(4)までと申しましたが、これ(6)まで含みこんで、ここはぜひ話し合っておきたい論点、あるいはここはぜひこういう意見を持っているという部分について最終回でもありますので、一遍にやってしまいたいんですけど、よろしいでしょうか。事務局として。

それでは時期、内容も含めて、いわゆる運用の具体案(2)から(6)まで続けてご意見等よろしくをお願いします。

吉田委員：今の木下委員の発言、それから私が最初に言ったことを委員の皆さん理解していただきましたでしょうか。だから同一の学力検査を全員に受けさせるとなると合格発表も同じ日になってしまうんですね、それが多分、県民新聞にリークされた、あるいは県民新聞が想像して書いたんだと思うんですが、そのことのどれだけ現場に影響があるかということも前回の委員会ではちゃんと議論していないんですよ。それを同じものを同一日に課すというところもちゃんと話をしていないわけですよ。ただ、最初、前回の当初の原案は前期後期を同じ日程にするという話になったから、当然それは1回でできるよね、だけどやっぱり前期の良さは残してほしいという発言をしたから、じゃあ前期の人にも後期の子と同じ日程で受けさせるというふうにしかならないわけですよ。そうすると今中学校の現場で木下委員が心配したように、本当にものすごい反対の意見があって、多分赤羽校長先生も中学の現場でこんなことが行われたらどんなことになるのかと、今まで私たちは多分、合格した生徒が怠けてしまうから、それが悪影響を及ぼすから近づけたほうがいいとか同一にしたほうがいいということまでは来たんだけど、不合格の生徒がそのあとどうやって後期を受けているかという実態について十分に審議していなかったわけですよ。それで、現場から県民新聞をみた人たちがこれはとんでもないことだ、こんな入試をやられたら本当に生徒の「15の春を泣かせるな」という今までやってきた進路指導が崩壊するというふうにいわれていますので、この学力検査をどうやって行うかということは、本当に慎重に審議しないとしたら、この場で、「はい、両論意見出ました。賛成、反対出ました。じゃああとは事務局にお任せします」という程度の話ではないんですよ。劇的に高校入試が変わってしまうということなので。結論からいうと、今までどおりでいいというのが高校の実感です。今までの入試はこの10年間やってきて本当に評価を得てきました。それは今までの資料でも皆さんに見ていただいたし、内堀校長先生からもお話があったし、現場からもそういう強い声があって、ということで一定の評価を得てきたのに、何でここでこんなに劇的な変革をするような入試改革をしなければならぬのか、本当にスタートラインの疑問なんです。降って湧いてきたこの学びの改革の中の入れ子状態で、学びの改革の中に高校改革のことがほんの数行書いてあって、それを要するんだということでスタートしたんですけれども、たったこれだけの、たった6回の委員会で、有識者としてこれはやっていいとかやってはいけないとか、方針に書き込むとか、とっても怖いことだと思っていますので、ぜひともここは皆さんの意見で本当に慎重に審議をするということを一貫してここは確認していただきたいですし、このまま終わらせ

ていいんでしょうか、皆さん。それぞれの現場に帰って、小学校、中学校に帰って、高校に帰って、本当にそれで。私はこれで現場に帰れないんですよ。こんなことが決まった、こんな大変なことが、中学生小学生も知らない間にいつの間にか決まっていて、制度設計が教育委員会でされると。意見も全く聞かずに行われるというのは本当に問題だと思っていますので、くれぐれも今後の進め方については考え直してもらったほうがいいのではないかと強く思っております。以上です。

藤森委員長：お名前もあがっているようなので、赤羽委員、内堀委員、ありましたらお願いします。

内堀委員：議論の進め方については、ここまで積み上げてきたものがありますので、結論は出すべきだと思っております。それから学力検査については、これまで申し上げてきたとおりで、学力検査は全員行うべきだと。その理由は、学力の三要素をみるときに学力検査、すなわちペーパーテストがなくてはみることが難しいからという考えをずっと述べてきたところで、そのことも含めてこれまで議論してきた内容を一定の到達点としてまとめ、このあとどういう制度設計をするかということは、事務局のほうで考えていただくというふうにしていかないと、5回にわたって積み重ねてきた議論が一切無駄になってしまいます。これまでの議論の中である程度まとまりが出てきているので、これでまとめていただいてと思います。ただ、このまとめ方についていろいろご意見があるので、それは今日ご意見を表明したり、あるいは意見を戦わせたりして、それを受けたもので報告書としていただくのが、普通の委員会の進め方だと私は思っています。

赤羽委員：私も、6回目ということで今まで積み上げてきたものが、今日の討議資料の中に盛り込まれているなということで、先ほども説明のほうを聞かせていただきました。ですので、この討議資料については私も一定の評価をしております。先ほど吉田委員さんと木下委員さんのほうでお話しになったんですが、入学者選抜の内容ですよね。時期とか。結局これを読んだときにどういった選抜のスケジュール感が読めないというところが、現場とすると一番不安だと思うんです。学力検査は全員受検者に課していったらいいのではないかという立場ではありますけれども、今の議論を聞いていても、例えばこうやって学力検査をやって次にこういうふうにするとか、学力検査をやってから次こうやってこうするとか、合格者はどうするのか、そういうところまでこの委員会は議論する委員会なのか、あくまでも大きな制度としてこういった制度を将来的に考えていきましょうという、展望を出していくというのがこの委員会の役目であり、それを含めてどういうスケジュールにするとかどういった運用をするのかというのはさらに詰めていかないと、さらに詰めたからにはきちんと期間を置いて最後にも書いていただきましたけれども、現場または実際にこれから小さな子どもさんがいるご家庭にも下ろしていかないとこれは大きなことだと思うんです。ただ私たちが今この委員会で考えるべきは、やはり大きな流れというか柱というものをきちっと決めていく、それに沿った細かな運用についてはさらにワーキンググループですとか、いろんな形で詰めていく、そういったことで進めていくことが必要ではないかと。ですからある程度このところで今までの6回の議論のまとめという形で出していくことが必要だと思っております。

藤森委員長：続いてお願いします。どうぞ、皆さん一人一つは必ず発言しましょう。

土井委員：名前があがりませんでしたけど発言させていただきます。先ほどの（5）ウの一般選抜と特色化選抜の学力検査は共通の問題で同一の日を実施することが望ましいと。これ私読ませていただいたときに、これは私の勝手な理解なんですけれども、例えば特色化選抜を前半に持って行って合格を出したあとで、そして一般選抜と同日の日にいわゆる前期で受けた子たちも同じ学力検査を試しに受けろよと。そうすることによって、お前がいかにかこの1か月怠けてきた、1か月間ですよ、だとしたら、怠けてきたかが赤裸々になるぞ、というように

やるのかなと思ったんです。ですから、この書き方は非常にいいと思うんです、私は。このメンバーで最終的な細々したことまで決めろということであれば、本当に本業そっちのけで全員毎日ここに詰めなくては行けないでしょうし、非常な責任を背負うと思います。ましてや立場、立場で出てきておりますから、平行線をたどるところも絶対にあるでしょうし、そうしますと、じゃあフェアにフェアにと考えていったら一人ひとりの小中高生の親御さんとご本人たち全員の話が聞ければいい、そうすれば100年200年かかっても終わらないんじゃないかと思えますので、少し皆さんの意見を極論同士であっても、ここにまとめてあるような気も少ししますものですから、それはそれで、そのあとまた違ってお立場の方とか、専門的な方がその中からお考えいただくのが一番ありがたいかなというところが、私の考えというか意見でございます。以上でございます。

藤森委員長：ありがとうございます。続けてどうぞお願いします。

常田委員：以前に一般検査だけでそれぞれすべてという話があったときに、私のほうで、私飯山高校のPTA会長として飯山高校ではスポーツ科学科という特殊な学科があるのでペーパーテストだけで測られるのは困るので、それについては特別な試験を設けていただきたいということをおっしゃっていただきまして、それが特色化選抜のほうに含まれているのかどうかということはあると思うのですが、そうすると特色化選抜というのは、2度試験を受けなければいけないというのはちょっとスポーツ科学科の子どもたちからすると負担が大きくなってしまいます。そのスポーツ科学科とか特殊な学科のときの選抜方法というのを、どういうふうにとらえてもらえるのかということが、今後具体的な部分になると思うのですが、押さえていただければありがたいかなと思います。

藤森委員長：今の点のご発言は、特色化であっても基本的には共通の問題で同一日という（5）のウですね。となると、現行の前期は1日で済むところが2日になるという可能性があるという含みがあるんだけど、その点についてはどうかということですかね。事務局として具体的なものは出ていらっしゃいますか。

事務局（塩野課長）：基本的には一般選抜の中の学力検査については全員が受験するという中で、その中で特色を持って入る方もいらっしゃるような形で、例えば（4）のウにありますとおり、特色化選抜における募集の割合とか、実施内容についてはそれぞれの特色に応じて決定するという中で各学校の特色が立てられるような形でいずれにしても中学校までの学力については、全員が受験するというものを今までの議論の中で基本として書かせていただいております。

藤森委員長：よろしいですか。

黒岩委員：私も先ほどの土井委員の解釈の仕方になるほどと思いました。私も前回前期と後期の期間を少し狭めたほうがよろしいのではということでご意見申し上げました。もしこのウのところをこのように表現するのであれば学力検査は共通ではなくて同等程度のものをそれぞれ実施するというぐらいでよろしいのかなと思いました。前期後期いずれにせよ学力で審査するところもありますよというところは含めていただくところで、最後まで学び抜いてほしいという点を大切にしていきたい。私の思いはそこです。以上です。

藤森委員長：続いてどうぞお願いします。

芳原委員：お願いします。私も同じなんですけれども、今まで出会ってきた子どもたち、中学生の顔、前任校の子どもたちの顔も思い浮かべながら考えていたんですけれども、やっぱり最後

まで学び続けてほしい、力を伸ばしてほしいなと思うんですよね。前期選抜で終わってしまって、さっきお話ありましたけれども、中学校の担任の先生たち、本当に一生懸命心を砕いて前期受かった子どもだめだった子ども、後期だけで受検する子たちのところ、本当に一生懸命先生方指導されていますけれども、最後まで学び続ける中学生であってほしいなと思います。ですので、(5)のウの表現はいろんな取り方があるのかなと思うんですが、私もさっき土井委員がおっしゃったように、特色化選抜で受かっているもやっぱりここでもう一回試験を受けるんだよという捉え方を私もしていましたので、そういうふうに読めるかなと思いました。以上です。

藤森委員長：どうぞ

木下委員：2点お願いします。(5)のイのところを受検機会の複数化ということが書かれていて、この検討委員会でも大切にされてきたところだと思っています。先ほど私が言ったような学力検査を同一日にすることで、前期の合否がわからないままに後期に向かわなければいけないというようなことが万が一起こった場合には、それは受検機会の複数化が保証されているとはいえないというふうに強く思いますので、先ほど黒岩委員や芳原委員からもありましたけれども、ぜひそうならないような方向を考えていただきたいと思いますが、県教組としましては、学力は調査書によって十分にみることができるといふふうに考えています。もう1点は(2)のところですけども、ウ、エ、オ、カのところがいずれも言い切りの形になっていますが、それには反対です。学力検査を全受検者に課す必要がある、という、とりわけ同一ということには絶対に反対です。そして、一般選抜に学力検査と学力検査以外の検査、面接等合わせたものとする、ということも言い切りになっているんですが、面接なら面接のほうはまだいいかなという感じがしないでもないのですが、(3)のアには様々なものが例として書かれています。受ける学校ごとに、こんなに多種多様なものを課されたのでは、もはや中学校での指導は大変なことになると思います。先ほども申し上げましたように、「15の春を泣かせない」ために最善の指導をしたいと思っているのに、実務的に無理です。先ほど課長さんのほうから業務の面にも配慮してということがあったんですけども、そうなりますと、保護者、生徒が頼るのが塾なのではないでしょうか。しかしすべての生徒が塾に通えるわけではないので、本当に子どもさんの家庭の状況によって差が出てしまいます。それが先ほど私が最初に申し上げました学校教育に対する信頼の得られる制度ということなんです。様々なものを持ち込んだ複雑な入試にしてしまいますと、学校教育への信頼が揺らぐというふうに思います。塾頼みになってしまうのは、公教育としてよろしくないと考えます。またオのところも、今言ったことですね、学力検査以外の検査が必要であるという、言い切り。またカについても、学力検査と学校独自の特色ある検査を合わせたものとする、という言い切りになっていて、繰り返して申し訳ありませんが、同一日の学力検査という意味合いがあるとすればそのことには強く反対します。以上です。

清水委員：今のお話をうかがっていて(2)のウ、エ、オ、カ、キは少し整理が必要かなと思って読んだんですけども、アは一般的な複数の眼鏡というか物差しが必要だと。イは、2種類選抜の実施が必要なんで、そのウ、エ、オとカ、キがそれぞれ一般化選抜と特色化選抜の中身を書いたものですけども、ウは学力の三要素というのは法律で決まっていますので、それを測るときにどうするかといったときに、主に知識技能や思考判断表現はペーパーであると、そしたら次は普通、その3つ目の主体的に学習に取り組む態度及び思考力には、学力検査以外のものが必要があるというふうになるんじゃないかなと。そうすると、やはり2種類やらなければいけないんじゃないかと読める。もしかすると、ウ、エ、オは2つでいいのかなとちょっと思って、読みました。それからカのほうもカの後半部分の「学校独自の特色ある検査を」というのが、実はキで書かれている「学校の特色に応じて、実施することが望ましい」というので、重複感が非常にあるのでこれは一本にできるのかなと思ったりもしまし

た。つまり、今「言い切り」の形でというご指摘がありましたけれども、そもそも入試選抜で評価する学力の三要素というのがあり、その守備範囲を規定しているものですので、文相がどうなるかはわかりませんが、どの部分の守備範囲かというので整理し直す必要がちょっとあるのかなと思っています。高校の先生から。

藤森委員長：そろそろ残りの時間を見なくてはいけなくなってきましたんですけど、まとめに向かっていく際に、大きなポイントについて、ここで整理させていただきたいんですけども。今、清水副委員長からもお話があったんですけども、この特色化を出していくという形で、いわゆるペーパーによるものではない手段による、この中には調査書の内容等の工夫改善も含まれると思うんですけども、そういった要素をこの改革案としては、どういうスケジュールやどういう内容であるかはともあれ、すべての受検者がそれを経験することになるということは、非常に大きなポイントになると思うんですね。その点について委員の中からは「現行どおりでいいんじゃないか」という疑義も出されているわけです。

16 ページ、個人的な意見ですけども、すみません、ちょっと気になっているのが 16 ページのところ（3）一般選抜における学力検査以外の検査の内容と、それから（4）の特色化選抜における独自の特色ある検査、内容を拝見しているとあまり違いが感じられないんじゃないかなという気がしているところがありまして、例えば、（3）も（4）もウのところをご覧いただくと「決定する」「決定する」になっているんですね。せめて、いわゆる一般選抜という形で幅広く募集するようなケースの場合には、例えば、こういうふうな形で、「ペーパー以外の選抜のやり方がありますよ」というのを、これはこの委員会ではないんですけども、いくつかのプラン出して、各学校がそれぞれの特色に応じて選択する位の形でないかと、それこそ学校によってもものすごい種類のペーパー以外の試験が出てくるとすると、それはまさに特色化選抜の中でやるべきことであって、この辺についても文言の交通整理が必要かなというふうに思っておりますが、これについてはいろんな議論があるところです。

スケジュールはこの委員会でのこの日程で、こういうふうなやり方という形で決めるには、当然ながらあまりにも開催された委員会の回数が少ないものでございますから、こういう、言ってみれば、基本的な一つの運用方針で、具体的に進めていくとどうなるかという形に関しては、これは委員会事務局がしっかり考えることになろうかと思っております。場合によっては勇気ある撤退なんて形もないわけじゃない可能性もあるかもしれませんが、少なくとも今申し上げたように、この改革案で大きな、大きな骨子は二つあるという理解でよろしいでしょうか。一つは一本化という話も出しましたが、二つの種類のものは行われるという、具体的な話でいうと。その中にはどちらを選ぼうと子どもたちのペーパーとしての学力と、それからそれ以外の形でその子の力を、その子のこれまでの学びをこちらでみてあげるような、こういう選抜試験にしていきたいと、これ大方針だと思うんですけども、その辺について時間迫っていますけれども、さらにご意見等ありましたらよろしく願います。

ちょっとごめんなさい、1 点だけ、いっぱいしゃべったからいいでしょう。僕も少ししゃべらせてください。これ余計なことかもしれないですけど、学力検査の内容面のところで、マークシートの導入等の話がございましたよね。これ、今もう、文科省のほうではコンピューターベーステストといつて C B T という言い方でコンピューター処理、タブレットを使ったコンピューターを導入しての試験ですとか、それから I R T といつて、いろんな受検の機会が同じに日程でなくてもできるような方向とか、いろんなものを今策定して、清水委員とも一緒に話し合ったところですけども、そういったものへの展望も実施するとなると、どんなに早くても 4 年後 5 年後の話になりますから、そうすると I T についてもかなり日進月歩のところがありますので、それに関する言及が少ないと、ちょっと時代遅れの感が否めないかなという、これを申し上げておきたいと思っております。あと 5、6 分時間がありますので、どうぞ願います。

吉田委員：委員長さんが言っていたとおりで、マークシートとか導入していただかないと、

本当に現場の業務がものすごく膨大になります。それで、私が細かいこと言いすぎているとお思いかもかもしれませんが、本当に実際に変わったら、一番影響が出るのは高校の現場ですよ。その現場の者として「これが変わったら、こうなる」というのはある程度予測がつくわけです。それで先ほども学力検査を、同等の問題を受かった子にもやる程度でいいというのであれば、受かった子がちゃんと受けに行くのかなと、その指導をまた中学校で受かった子を無理やり受けに行かせるというのはすごく大変だろうなとも思いますし、もし、同等の問題をそれぞれ実施するという黒岩さんのご意見を使うとすれば、県教委の皆さんでまた、別の問題を作っていただくということですよ。別の問題作るということは採点もまた増えるので、そうすると採点が2回にわたるということで、今までやっている業務がまた倍になるわけです。そうすると高校現場でもまた、大変な反対意見が出ると思いますし、そういったことが予測されるのにもかかわらず、そういう細かいことはこの委員会では責任持ちませんというようなことでは、大変問題があると、私は高校の代表としてきていますので、思っていますので記録の中にきちんと残していただいて、そういう危惧がはらむような重要な問題をここで議論したと、吉田という委員がこれだけ現場の者として「危険性がある、危惧がある大変なことだ」ということを反対したということは、ちゃんと記録に残していただいて、それを基に検討していただかないと、有識者は何を話したのかと、あとになって県民の皆さん、小中学校の皆さん、現場の皆さんから大変な反対が出たときに、この委員会の意義というのが問われるというふうに思っています。

それから、ちょっと時間がないので言いたいことを言わせていただきたいと思いますけれども、英語の話す力の評価の部分ですけれども、これもいろんな委員さんから「ぜひ英語について」というふうにごく積極的な意見、前回も出たんですけれども、英語の専門家として言わせていただきますと、今面接の、日本語の面接でさえやるのはもう不可能だというふうに思っているのにもかかわらず、英語のスピーキングまでやられたらもう無理です。絶対無理です。全員の生徒の英語のスピーキングのテスト、まず評価する人間がいません。英語科の教員で全員の生徒を評価することは公平なものではできません。やるならば研修が必要です。今までも私も英語の教師としていろんな面接やってきましたけれども、統一のものを出すためにはものすごいトレーニングが必要です、教員側の、試験者側の。それでこの生徒の場合はこの点数を付けるよねと、相当打ち合わせしてもふたを開けてみると違うということがありますので、それを入試でやるというのは公平性、評価の面で大変問題があります。ALTに協力してもらおうという声もありましたけれども、ALTについてはもっと問題です。様々な方がいますので、簡単にその人を中学生の入試の評価の面接者として採用するというのは問題があります。それから私たちが現場でやっている場合はやっぱり15分くらい、10分から15分くらい丁寧に、丁寧に、一人ひとりの生徒と面談をしてやっておりますので、小中で頑張ってきたこと、継続的に行うというのは前回も何人も意見があって、それは本当たと思っています。でもそれは記述でまず対応できますし、高校に入ってから授業の中で学ぶべきだと思いますので、小中高の連携を図ることと入試で全員に課すことは別だということで、ぜひその辺も報告書の中に記載をしていただきたいと思います。以上です。

藤森委員長：残り15分なので、今のは承っておきたいと思いますが。(7)(8)(9)がまだ残っています。選抜業務、それから通学区制、インフルエンザ罹患者に関する実施内容、17ページですけれども。これにつきまして一括で質疑よろしく申し上げますけれどもいかがでしょうか。

木下委員：通学区制についてですけれども、アに行きたい学校を受検者に保証するという観点と書かれています。これはおかしいというふうに思っています。公教育ですので本来どの通学区に住んでいてもその通学区で学びが保証されるべきですので、前提がおかしいというふうに思います。第一通学区と第三通学区の扱いについては理解できる点もあるんですけれども、このような表現は本来の教育のあり方として、教育条件の整備やそういったものが要だと

いうことを脇に置いたような表現になっていると感じますので、変更をしていただきたいと思います。

それから（９）のインフルエンザについてですけれども、慎重に対応する必要があると書いていただいておりますが、体調不良の受検生に対する対応とともに合理的配慮についても十分に行っていただきたいというふうに思っています。合理的配慮への対応がこうしたインフルエンザ等の対応の後回しになってしまうことがないようにということを発言しておきたいと思っております。

それから先ほど、これまでこの検討委員会が議論を積み重ねてきたとありましたけれども、私はそのようには思っておりません。第４回まではそれぞれの視点での発言が単発的になされただけであったと思っております。前回かろうじて議論になってきたかなと思っておりますけれども、今日提示されているものは、またそのときは大幅に内容を変えているものであり、かつ今日出されたものについて、まだまだこの表現では不十分だという発言が多くなされたと思っております。ですので、このまま事務局にお任せで、あと報告書におまとめくださいということはお願ひできません。ぜひ、もう少しきちんとした議論をしていただきたいと思います。以上です。

藤森委員長：（８）の通学区制のＡについては、受検機会の公平性を保証するという、これが前面であるべきでしょうね。まだ、ちょっと議案が残っているんですけども、先に進めていいですかね、皆さん。

このあと（４）の新たな高等学校入学者選抜制度の導入時期の問題について、まだ考えなくては行けませんので、新しい入学者選抜制度を導入するとして、どの時期なのか、これについて事務局からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局（塩野課長）：資料の１８ページに書かせていただいておりますとおり、何年度という時期を明示するところまではまだ今後いろんな制度設計等も必要ですので、そういう意味で書かせていただいております。したがって、そうは言いましても前回もお話ししましたけれども、大学入学者選抜の改革が進んでいる、また学習指導要領の改訂が始まるそういったことも鑑みながら、制度設計等もしつつ、その中で先ほどもお話も出ており、小学生、中学生、また保護者に対しての周知、それから高校での準備等も含めた形の中で「相応の期間」というふうに書かせていただいておりますところで、現状の中で例えば「来年度作って再来年度からやります」というところでの想定はとてできませんので、こういった形の書き方で、ただし準備をきちんと進めて拙速ではないけれども、きちんとした準備を進め、周知を進める中での導入を図りたいということで、こんなふうに今までの議論をまとめさせていただきます。そういう説明でよろしいでしょうか。

藤森委員長：例えばでいいんですけど、仮定でいいんですけど、どんなに早くても何年後というふうなこんなことができますか。

事務局（塩野課長）：前回の中で新しいものを中学２年生の時期に話すとなると、どんなに早くても、例えば来年度制度設計をして、そうすると再来年度にもう制度が決まって、中学２年生に対して周知をもしると、どんなに早くてもというような、もし仮定でいいですと来年度３０年度が制度の設計をして、３１年度の時に中学２年生になる子たちへの説明をして、３３年度というような、というのが最短というような形になりますかね、今頭の中で、具体的なものが無い中で今お話ししておりますけれども。

藤森委員長：当然パブリックコメントやそれからプレリリースやそれからプレゼンテーション等も加味してきますから、教育課程の問題もありますから。この件につきまして、皆さんからご質問ご意見それからご要望等ありましたらお願いします。

赤羽委員：先ほども申し上げましたが、実際に運用していくにあたって今までの意見の委員会で扱ったような内容を含めたのが、本当に実現するのかどうかというところも具体的なシミュレーションが必要だと思いますし、いったいどういった形の選抜にしていくのかというところについては、やはり非常に大きな関心があるところでもあります。中学校としてもきちんと指導していくという点で重要だと思いますし、何よりも子どもさん親御さんも非常に関心が高いところだと思います、また受け入れ側の高校さんにとっても非常にいろんな面でのクリアしなければならないことも多様にあると思いますので、ぜひこの導入時期にあたりましては、先ほどと重なりますが、きちっとした周知、それから書いていただいているとおりですけれども、ふさわしい期間というところで、ただ、いろんな学習指導要領の改訂とか、いろんなこともありますので、それがどのくらいがふさわしいのかというところについては私も申し上げることはできませんが、期間をかけながら、でも周知もきちんとしていただきたいと思います。それはお願いであります。

藤森委員長：どうぞ

木下委員：ここには「導入時期について」というふうに書かれていますけれども、私は「導入について」として、もちろん時期についてこのように書く部分もあるとは思いますが大前提として今後きちんと制度設計をしていく上で生徒、保護者、それから学校現場等の意見をしっかりと聞き取ってその声を反映させた上で慎重に制度設計をするというような大前提もぜひ報告書に入れていただきたいと思います。以前示していただいた佐賀県の報告書にも、書きぶりは少し違いますが、意味合いとしてはそういったものが盛り込まれたというふうに思っています。ぜひしっかりと当事者・学校現場の声を聞くということを位置付けていただきたいと思います。強く要望します。

清水委員：県民の皆様、もちろん学校関係者のみならず広く意見を聞く周知の期間は必要だと思います。一方で、高大接続改革という国の動きが非常に急で、今年平成30年を迎えますけれども、11月に新しいテストの試行が始まり来年からは本番で新しい仕組みのものが始まり、年号変わりますけれども平成36年からですか、どんどん国の動きが変わっていくようなこともありますし、学力テストもそうですし、前回申し上げた学びの基礎診断もそうですけど、そういう県外の、他の県もそうですし、国の動きも少し鑑みながらということニュアンスとしてどこかに入れていただくといいかなと思いました。

藤森委員長：では時間があと5分となりましたので、以上でこの報告書についての審議は閉じさせていただきます。

予定では本日でこの委員会第6回目として終わりとなります。これまでの審議を参考にして報告書の最終案という形にいくのですけれども、今後の進め方について、まとめも含めて委員の皆様からご提案がありましたら、お願いしたいのですけどもいかがでしょうか。

木下委員：繰り返しになって申し訳ありませんけれども、これをお願いというふうにはなりませんので、ぜひもう一度検討委員会をお願いしたいと思います。

吉田委員：私も先ほどから何度も言っているようにここで終わりというのはいえなと思っていますので、継続の審議をぜひお願いしたいということです。それからもう1つですが、先ほどの平成30年設計、31年周知説明、33年実施というのはあくまで一例であって、明日の新聞の一面が私には想像できてしまって、「平成33年実施か」という「か」が小さく書いてあってというのが想像できます。ぜひマスコミの皆さんも不要な心配を受験生に与えないように、これはあくまで例なのでそうではなくて年号については何年というのはいれなくていい

だいて、あくまで報告書にあるようなものにしていただきたいですし、検討委員会も継続してまだ実施するというふうな方向性を出していただきたいのでお願いします。

藤森委員長：実施時期については委員長からの例えばの質問について事務局から個人的にはということでお答えいただいておりますので、プレスの皆さんこのことについてはどうぞ承知よろしくをお願いします。33年実施という意味合いでの話ではなくて、ものすごく仮に急いだとしてどうなるかというご質問でしたので、よろしくをお願いいたします。

継続審議というお話も出ているんですけども、これについては委員長として何とも申し上げにくいのですが、どういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。

事務局（塩野課長）：先ほど内堀委員からもお話ありましたが、これまで議論を積み重ねてきていただいております。そういう中で大綱という言い方になりますか、大きな方向性についてはだいたい突っ込んだ議論もなされてきているというふうに理解しています。そういう中で、文言の修正等今日も出ておりますので、可能であれば委員長、また職務代理者という言い方でよろしいでしょうか清水委員のほうで、巻頭言最初の部分も含めて今日ご発言のあった意見等もうまく盛り込むような形で入れていただくとともにこの報告書についてはまとめていただく方向性がよろしいのではないかなと考えておりますけれども。その辺について委員のほかの方の意見も言っていただければと思います。

藤森委員長：お願いします。

土井委員：私、非常にこの会を楽しみにして、毎回皆さんの「ああ、そういうお考えもあるんだ」ということが大変勉強になって、楽しくというは無責任なようですが、楽しく過ごさせていただいて、勉強させていただきまし、ご立派な皆さんとご一緒させていただいたことを大変光栄に思っております。ですから、明日も明後日も来週も来年もずっと何回もお会いしたいことはやまやまなんです、しかしながら、私こうやってずっと皆さんの意見を聞かせていただいていますと、委員長さんと職務代理者の副委員長さんと申し上げていいんでしょうか清水先生、非常にフェアな観点と視点でご覧いただいているなと感じましたので、私は先生方に、委員長さん以下職務代理者の先生におまとめをお願いするので十分だと思います。他ににつきましてまたお行き会いたいなと思ったらまた別の機会でもよろしく願いいたします。ありがとうございます。以上でございます。

藤森委員長：木下委員どうぞ。

木下委員：報告書をどのような文言でまとめられるかということは委員としての責任があると思いますので、会合を持たないまでも、そうしたものを示しただくくらいのことは最低限していただきたいと思います。

藤森委員長：当然ですよ。文章審議のような形でどんな形であれ各委員すべての委員の皆様がこれでいいやと言っていたかかないと眠れませんので、私も。

芳原委員：今のことも含めまして、これまでかなりいろんな、今日もご意見が出ているかなと思いますので、委員長さんと清水先生に今後お願いしたいと私は思っております。

藤森委員長：そういうことでよろしければ、私微力ではありますが、これまでの議論も踏まえてある程度お時間をいただいて事務局とも相談しながらこの6回にわたる議論でどういところに我々がたどり着いたのかということについて、報告書をまとめさせていただければと存じます。当然途中経過については各委員の先生方にお目通しいただいきたいと

思います。

とにかくこの新しい制度の実施にあたりましては、まず何よりもこれは口酸っぱくして申しますけれども、1番のこれに対する当事者は子どもたちでありその保護者の皆さんであり、そうしてそれを取り巻いて育てていく学校関係者であったり県民の皆様であったりするわけです。まずはパブリックコメントを含めて幅広くこれについての情報を周知していきまして、県民の皆様からの意見も十分に取り入れた形での制度設計というのを進めていけるようになっていければなと思っております。基本的にこの会議は具体的に何をどうするというこの事務的な詰めよりもどういうポリシーで、国がこれだけ大きく激変していく中で、次の長野県としての自信ある入試制度を設計していくのかというガイドラインを出していくというところをございましたので、非常に侃々諤々の有意義な議論になったと私は思っております。このあと、マークシート・記述問題等にプレテストのようなものを当然やるとするならば考えなければいけませんから、この点については事務局、教育委員会のほうでよろしくご検討いただければと思います。

5 閉会

藤森委員長：それではこれを持ちまして本日の協議事項を終了させていただきまして、事務局にお返しいたします。ちょっと時間を超過してすみませんでした。

事務局（宮本教育幹）：委員の皆さん長時間ありがとうございました。特に委員長さん審議での進行ありがとうございました。それでは只今を持ちまして第6回の選抜制度の検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。机上にあります別冊資料ですけれども取り扱いにはご注意くださいと思います。よろしく願いいたします。このあと懇親会ございますので、よろしく願いいたします。